

第8回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成30年6月18日（月）午後6時30分～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

| | |
|----------|------------------------|
| 委 員／内田博文 | 九州大学名誉教授 |
| 小野友道 | 熊本機能病院顧問 医学博士 |
| 志村 康 | 菊池恵楓園入所者自治会会長 |
| 箕田誠司 | 国立療養所菊池恵楓園園長 |
| 中 修一 | 国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長 |
| 徳永憲治 | 熊本県教育庁教育指導健康局人権同和教育課長 |
| 新谷良徳 | 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長 |

※遠藤隆久(熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会事務局長)は欠席

| | | |
|-------------------------|------|------|
| 事務局／熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 | 課長補佐 | 水上明久 |
| | 課長補佐 | 佐藤智浩 |
| | 参事 | 塩木 剛 |
| 教育庁指導健康局人権同和教育課 | 指導主事 | 野田直子 |

| | |
|----------|---------------|
| 傍聴／ 太田 明 | 菊池恵楓園自治会副会長 |
| 野上玲子 | 国立療養所菊池恵楓園副園長 |

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1)中間報告書について
 - (2)平成30年度における県の取組みについて
 - ①健康づくり推進課
 - ②人権同和教育課
 - (3)その他
今後の啓発のあり方・方向性について
- 4 閉会

【1 開会】

(水上課長補佐)

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第8回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。開会にあたりまして、熊本県健康づくり推進課長の新谷が御挨拶を申し上げます。

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

(新谷課長)

こんにちは。県庁の健康づくり推進課長の新谷と申します。今度4月に、前任の岡崎の後任ということで参りました。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は3点の議題を提出しております。

1点目は、第7回の委員会で御議論いただきました、中間報告書案につきまして、委員会での御意見等を反映して修正しましたので、本日、あらためて正式に委員会として承認をしていただければと思っております。

2点目は、県が、平成30年度のハンセン病問題に関する啓発事業につきまして、より効果的に実施できるように、委員の皆様方の御意見等をいただければと思っております。

3点目は、来年度末に取りまとめる予定となっております、最終的な報告書に関しまして、今後の啓発のあり方・方向性について、忌憚(きたん)のない御意見をいただければと思っております。本日は、限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(水上課長補佐)

それでは、これから議題に入りますが、委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。内田委員長、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

司会を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。お手元の資料に沿って、議事を進めさせていただきます。第1は中間報告書でございます。先ほど、県から説明がありましたとおり、前回の委員会で委員の方々から、いろいろ御意見をいただきましたので、それを踏まえて修正していただきました。あらためて確認の上、御意見等があればお出しいただければいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

【3 議題】

(1) 中間報告書について

(箕田委員)

私、アンケート関係でお尋ねしますが、ネガティブな意見じゃなくて、ポジティブな

意見だけを選んで書かれているんだろうと思うんですけども、もし、ネガティブな意見もあったならば、どういうのがあったかを聞かせていただきたい。ネガティブな意見はなかったのでしょうか。「してよかった」みたいなことばかりだったのでしょうか。もし記憶にあれば、教えていただければいいなと思います。

(塩木参事)

説明させていただきます。ほぼ全てのアンケートを見て集約しましたが、ネガティブな意見というのは見受けられませんでした。似たようなポジティブな意見は多数ございましたけれども、マイナスのお答えをいただいたのは、ありませんでした。

(箕田委員)

どうもありがとうございます。これ、何通ぐらいをこのくらいに集約してあるかも、ちょっと教えていただいてもいいですか。

(塩木参事)

数は集計しておりませんが、「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、昨年2回実施しまして、およそ200名近い方が参加され、ほぼ皆さんがアンケートを書いてくれました。

(箕田委員)

それがこのぐらいに、大体集約されたということですか。

(塩木参事)

そうです。

(箕田委員)

ありがとうございました。

(太田菊池恵楓園自治会副会長)

中間報告書ですけれども、これはうちの自治会の機関紙『菊池野』に掲載は可能でしょうか。自治会の機関紙の『菊池野』に中間報告書を掲載することはできるでしょうかという話です。

(塩木参事)

はい、お答えいたします。こちらの報告者の発行者といたしますか、こちらの当委員会でございますので、委員会で諮っていただいて、オーケーが出れば、よろしいのではないのでしょうか。

(太田菊池恵楓園自治会副会長)

多分、熊本県の健康づくり推進課が中心になって、こういったものやってみることは、他の施設、県、自治体に、かなりの刺激、影響力を及ぼすんじゃないかならうかと思って発言しました。

(塩木参事)

ついでですと御報告しますと、こちらが承認されましたならば、太田副会長からもお話が出ましたとおり、全国のハンセン病療養所、各都道府県、県内市町村、関係省庁に送付いたします。

(内田委員長)

中さんとか志村さんとか、何か御意見とか。御質問もいいですか。

(志村委員)

菊池恵楓園を訪れて学校の子どもさんたちの感想を、これを自治会機関紙に載せる場合には、教育委員会との関係もありまして、簡単にはできないだろうと考えています。恵楓園においでになった子どもさんたちが、意見を書いてくれる。それはありがたいんですが、その中の感想文について、自治会なり、自治会機関紙の編集員に、ここでもって全部載せるというわけにはいきませんのでね。これは、教育委員会に相談すべきかどうかですね。県ではどう考えていらっしゃいますか。

(内田委員長)

掲載につきましては、学校の分の了解を得てということになるでしょうから。やはり、その当該の学校に相談をしていただければと思います。

(志村委員)

子どもさんの名前を出したら悪いんじゃないかと。教育委員会というよりも、公平ということが一番重視されていて、教育委員会というのは、われわれから考えると、狭義で物事を考えて、いろいろやってみようというのがあったり。もう少しオープンにしたらいいのになという感じがします。

(内田委員長)

御意見とかあれば。

(中委員)

はい、私は要望ですけどね。要望でもいいですかね。今、これを『菊池野』に掲載するかどうかという話ですけど、私は退所者の立場で。熊本県の取組みですよ、特に24ページの黒塗りにしておりますけど、これは県内の医療福祉あるいは介護士、その他の専門職に対する研修のアンケートですね。昨年、厚生労働省で47都道府県のハンセン病の担当者会議が、毎年2月にあるんですけども、そこに行って話をしたし、厚労省のまとめた資料ももらって読んでみたんです。退所者の社会内生活に関する各県の取組みは、実は、熊本県の取組みが一番突き抜けていると私は思って、そのことを厚労省でお話させていただいたんですけども。ここにある専門職の方々が、恵楓園の園長と副園長、今年は介護専門職の方のお話の、医療関係者と社会福祉士ならびに介護専門職の方々に来てもらって、私も退所者が社会内生活で、現在生活している現状と課題を、少し話させていただいたんですけど。そのことなどを聞いた上で、意見を書いておられますね。実際に研修を受けた方々が、私たちの話を聞いて、感じたことを率直に書かれたものだと思います。このことを厚労省に、私は熊本県の取組みとして、毎年2月の担当者会議の資料に入れてほしいと思いますので、要望します。特に私は、他県に比べて熊本県が真剣に、私どもを考えてくれることに感謝しております。今後とも、続けてほしいなと思ってます。

(志村委員)

熊本県の「無らい県運動」検証委員会報告書の中で、医療刑務所をどうするか。啓発の場としてやっていこうじゃないかという提言があったんですね。法務省の矯正局の方からお見えになって、あそこに取り壊した後に碑を作る。そういう提案を持ってこられた。社会交流会館の中に、独居房を再現する。現在ある刑務所から切り取って、こちらに持ってくることも考えたりしてたんですが、現在建ってる社会交流会館そのものが、歴史的に大変な価値があるということもありましてね。じゃあ、造ろうということで、大体話がついてきた。

(太田菊池恵楓園自治会副会長)

刑務所の跡地問題が別の事件で2カ月間遅れておりましたが、今日ようやくおいでになった。地元の合志市、合志市教育委員会、自治会が合意を得て、新たに記念碑を正門前に建立することになりました。今日は図面を持っていただきました。この碑文についても、自治会が3回受けて、駄目押ししたんですけど、一応、案文の合意も得まして、碑文を正門の横に建立することになりました。

今後、この刑務支所跡地記念碑の、いわゆる構造物ですけど、これの維持管理については、合志市が責任を持って今後とも管理をするとの合意もいただきました。こういうことを上川法務大臣に報告し、今後の作業を進めていきたいということで、22日の追悼の日に、上川法務大臣により、この件について御挨拶があるということです。

今後は、財務省理財局から法務省矯正局に。独居室の工作物等の移転をして、法務省矯正局から自治会に移送するというので。そのための協定書を今後、作成をするということです。それから、工作物の移転の決定、現地での打ち合わせ立ち合いの日を、今度決定して、8月までには作業を進めたいと考えております。いずれにしろ、今までの脱走事件のお陰で2カ月間もこの問題が遅れたんですけど、やっと前進することになりました。

予定としては、8月に小中学校の図面が、大体、請負業者も決まるようですので。そうすると予定通り、9月から造成工事が始まります。この問題について、8月中には解決したいと思っております。記念碑の建立費、もちろん予算がかかるわけなんですけど、これについては法務省の予算でやっていただいて。復元費については、厚労省の予算で実施したいということで。菊池医療刑務所、これ菊池恵楓園だけの刑務所じゃないんですね。全国13園の刑務所なので。私から言えば、全国13園で最も歴史的価値のある建造物だと思うんです。今回の小中一貫校の建設に対しては、われわれも地域の発展のためには協力するんだという観点から、いろんな問題をクリアしながら、解決に一步前進、二歩前進しました。そういうことで報告させていただきます。

これが刑務所跡に記念碑が建つわけですので、これを中心として、今後の人権教育推進にですね。何のためにこの記念碑があるのかを一つのテーマにして、ハンセン病問題の啓発につながっていけば記念碑建立の意味があると、私どもは思っていますので。碑文の内容については、大変こだわりました。3回ほど、手直しさせていただきました。法務省の名前で建立することになりました。一応、報告させていただきます。

(志村委員)

名前を法務省、法務大臣名にするか、本省にするかということだったんだけど、法務大臣名には難色を示していたが、本庁を明確に入れることに決まった。これは書くんだけど、校門の右側に、学校の名称。左側に「かつてここには、こういう建物がありました」ということを、本文に入れることになってます。学校ですから、校門が一応いるでしょう、そういうことで。

今日、4時半から夕方やったものですから、間に合わなかった。

(内田委員長)

学校の正門に、その碑を建てる。

(太田 明 菊池恵楓園自治会副会長)

そうです。右が学校名、左が記念碑。あとは、合志市の教育委員会が維持管理をずっとするというので。

(内田委員長)

刑務所でさえもハンセン病であった者に、特別につくった刑務所ということでもんね。一般の刑務所には、入れなかったわけですから。

(志村委員)

途中ではいろいろあったけれども、ハンセン病が厚労省に移る前は、内務省ですよ。内務省がいるから、取り仕切ってるんだと。だから、ハンセン病療養所の初代の所長では、元警察官、警察署長という人が療養所の所長になった。2代目の所長は、元警察署長でした。所長が杖立温泉で亡くなった後に、その人が所長に就任したとはいえないと思うけど、馬に乗って1回転してそのまま出て行って、二度と来なかったという歴史があるんです。

(内田委員長)

元々は栗生(くりう)楽泉園の、重監房の後継施設だったんです。栗生楽泉園の重監房が戦後、憲法違反だと取り壊された。しかし、後継施設は必要だ。どうしようかということになって、厚労省と法務省が相談して別名「医療刑務支所」という形でつくったということです。連続性を持っているということが一番のポイントなんですね。もう一つのポイントは手続きです。戦前は、重監房に入れるときには、手続きは踏まない。裁判をせずに重監房に入れていた。それが戦後は認められないので、形式的に刑事裁判をした。しかし、その場所は特別法廷であった。実質的にはほとんど戦前と変わらないというのがポイントですね。法務省のこの碑文の中には、重監房との連続性というのが入ってないというのが、ちょっと問題だなと思いますけど、それは仕方ないのかなというところですよ。

この点は啓発の中でやっていっていただいたらと思います。

(志村委員)

こちらからも、文章を作ってあげる、これ、どうですかねという。こういうことを希望

してますというのは、あったんだけど。やっぱり、法務省もメンツがあつて、こちらの書いた文章はバツ。そういうこともあつて、最初なかなかのつてこないんですね。法務省自体ものつてこないし。ようやく、ここにたどり着いたというところ。

(内田委員長)

ありがとうございました。御発言ありがとうございました。次の報告書につきまして、御質問ないでしょうか。

御質問が無いようですので、以上で御了承いただいたということにさせていただきます。

(2) 平成30年度における県の取組みについて

①健康づくり推進課

(内田委員長)

次は第2議題で「平成30年度における県の取組み」ということで、県の方から、よろしく御紹介いただければと思います。

(塩木参事)

それでは健康づくり推進課から、今年度実施しますハンセン病問題啓発事業について、御説明いたします。資料1を御覧ください。

まず資料1。1ページ目の「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。実施目的は、一般県民の方が菊池恵楓園を訪問して、施設見学やハンセン病の歴史を学び、入所者との交流をすることで、ハンセン病に対しての正しい理解を深めるというものです。今年度実施について、昨年度との相違点は、まず実施内容について、昨年度までは、一旦集合し、いきなり菊池恵楓園内を見学をしていたのですが、見学前に啓発ビデオを観ていただき、知識を深めていただいた後に、恵楓園内を見学していただくと考えております。それから、午後から入所者の方との交流をしていただくんですけども、入所者の方のお話ですとか、その後の意見交換につきまして、どうしても時間が不足しておりましたので、入所者の方のお話、それから意見交換の話を、30分から1時間に増やす工夫をいたしております。今年度実施につきましては、7月24日を第1回目、8月21日を第2回目に設定しております。募集につきましては、今月の6月22日の追悼の日から開始するというので、よりハンセン病に対して関心を持っていただくのと、少し工夫をいたしました。その他、周知方法につきましては、県ホームページ掲載ですとか、記者クラブへの情報提供、昨年度と同様を考えております。以上でございます。

続きまして、2ページ目をお願いします。熊本県ハンセン病医療・福祉研修会でございます。実施の目的は、退所者の方が、園外での医療・介護施設を利用しやすくする環境を構築するため、医療、福祉関係者の方に集まってもらって、ハンセン病の研修を実施するものでございます。昨年度までと違うところにつきましては、対象者として、明確に一般県民の方という書き方はしてなかったんですけども、一般県民の方も入れて、広く受講していただくと考えております。実施内容、プログラムにつきまして、多少工夫してお

りまして、啓発ビデオの長いものをみていただくということと、菊池恵楓園全体を視察していただこうと思っております。ハンセン病に関する講義、退所者の方のお話につきましても、どうしても時間が短くなっておりましたので、時間を延ばして行いたいと思います。結果としまして、昨年度は土曜日の午後からという設定をしていたんですけれども、今年度からは午前中から開始して、より充実したものになりたいと考えております。実施予定時期につきましては、前年度は3月上旬に行いましたけれども、参加した何人から「もう少し、時期を早めてほしい」というお声がありましたので、少し早めて10月頃に開催したいと考えております。周知方法等については、昨年度と同じく考えております。

続きまして、3ページをお願いします。熊本県ハンセン病問題啓発フォーラムです。実施目的は、広く県民の方を対象として、ハンセン病に対する差別と偏見を解消し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図ることを目的としております。こちらの事業につきましては、平成28年度に新規事業として取り組みました。そのときは、小中学校、それから大学の先進的な取組みをされている学校の発表をいただきました。この年は、ハンセン病回復者の方、それとその家族の方に、いまだに残る差別ということで、そちらをテーマにしたものを扱いました、リレートークですとか、シンガーソングライターの方による弾き語りを行いました。平成29年度につきましては、地震の影響等で実施できませんでしたけれども、今年度につきましては、また取組むこととしておりますが、こちらの内容につきましては、現在、事務局の方で考えておりますのが、あくまで案ですけれども、前回と同様に、小中学校、大学も含めたところでの啓発への取組み状況の発表をいただければと思っております。今年度は、テーマとしまして、退所者の方の支援について取組んではどうだろうかと考えております。こちらの案としましては、大阪にありますハンセン病回復者支援センターの方に来てもらって、いろいろと御講演いただければどうだろうかと考えております。その後、講演者ですとか、退所者の方、その他関係者の方にリレートークをいただく内容にしてはどうかと考えております。実施時期につきましては、11月頃の日曜を考えているところです。場所については、今のところ未定です。周知方法については、28年度に行ったものと同じ内容で行おうと考えております。

続きまして、4ページをお願いします。ハンセン病問題啓発パネル展ですけれども、こちらは、多くの県民の方が利用する施設等がございますので、そちらの方でハンセン病問題の啓発パネル等を展示しますことで、ハンセン病に対する差別・偏見を解消することを目的としております。平成29年度につきましては、県民交流館パレアですとか、県庁地下展示スペースの方で展示を行いましたけれども、今年度につきましては、パレアの方では、申込をしたんですけれども、展示をすることができませんでした。このこともありまして、熊本市に「どこか展示場所はないか」ということで打診をしましたところ、熊本市主催でパネル展を実施するということでしたので。実は今日、明日で準備をしまして、市役所本館1階で、パネル展を開催することになっております。それから県庁では、昨年と同じく県庁地下にあります展示スペースの方で展示を行いたいと思います。内容としましては、

ほぼ昨年と同じということになると思いますけれども、昨年度の展示で、パネルだけではなくて、入所者の方が実際に使っていた二重湯呑、ボタンをはめるための糸通しのような道具、宿泊拒否事件の際に送られた励ましの手紙、差別する手紙を展示しましたところ、何人かの方から、「大変、画期的な展示」という御意見いただきましたので、参考にしながら、今年も取り組みたいと思います。展示時期については、下に書いてありますとおり、熊本市は今日から。まだちょっと準備途中と聞いていますけれど、26日までの予定です。県庁では、年が明けた2月12日から3月1日までを予定しております。以上です。

続きまして、5ページをお願いします。ハンセン病問題普及啓発リーフレットの作成でございます。目的としましては、ハンセン病問題を広く周知するため、あと、啓発の教材として使用していただいております。昨年度も今年度も、予算の関係で45,000部ほどの作成になるかと思えます。リーフレットにつきましては、市町村ですとか、公立・私立高校の1年生に配布するような数を作っております。内容につきましては、基本的には時点修正。入所者の方の平均年齢ですとか、入所者の方の数を時点修正する内容でしたけれども、昨年度この委員会で、委員の方から「ハンセン病について、さらに詳しく知ってもらうために、社会交流会館を案内する部分を入れてほしい」という御意見をいただきましたので、皆様のお手元にも配っておりますけれど、リーフレットの一番最後に、日本地図の下のところですね、「ハンセン病について」ということで、社会交流会館を新しく入れております。リーフレット記載内容についても、御意見いただければ幸いです。ありがとうございます。健康づくり推進課が実施する啓発事業については以上です。

②人権同和教育課

(野田指導主事)

続きまして、人権同和教育課より、取り組みについて御紹介させていただきます。資料2を御覧ください。三つの事業に入りますが、一つ目、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」についてです。目的は、菊池恵楓園での現地研修を通しまして、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上および実践的指導力を高めます。昨年度まで3年間かけまして、県内の公立小・中・義務教育学校、そして県立学校から、全て参加するという形で実施をいたしました。3年間かけて全ての学校が参加をいたしましたので、今年度から2サイクル目となります。また、前回までは180名という参加人数が少し多かったため、今年から4年間かけて全校からの参加とさせていただきます。そこで対象者が、今年からは120名となります。内容についてですが、フィールドワークと講話は昨年と同様ですが、今年度は、学んだことを研修者の中で交流し合ったり、あるいは校内で研修していることを出し合う協議の場面も、1時間閉会を遅らせて設けることにいたしました。一つ目の事業については以上です。

次のページをお開けください。二つ目に、「各学校におけるハンセン病回復者等の人権に関する研修の推進」についてです。こちらは、人権の意義・重要性や「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高めるために、

行っております。もちろん、対象は教職員ですが、各学校の校内における研修教材をこちらから提供いたしまして、実態に応じて研修の実施を行うように依頼しております。また、新規採用者等には、研修の前に視聴していない者に対しては、「ハンセン病問題啓発 DVD」の視聴による研修を依頼しております。先ほどの一つ目の研修とつながりますが、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」に参加した学校については、持ち帰りまして、学校の方で研修教材を作りまして、校内研修を行うことを、必ず伝えております。

三つ目の事業に移らせていただきます。次のページを御覧ください。「学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会」についてです。こちらは、学校教育および社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と基本的認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力の向上を図っております。先ほども申し上げました教職員の他に、PTA、社会教育主事、社会教育指導員等が対象となっておりますが、県で主催します研修の他に、他の団体が主催する研修がございます。そこで行う私たちの講話の中で、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとするさまざまな人権問題の研修講話を実施しております。またそこで、「人権教育・啓発リーフレット」を配付いたしまして、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であることを周知しております。その他のところにお載せしてありますのは、昨年度行いました研修の中から、一部をお載せしております。本年度につきましては、また本課の主催のものと、他団体が主催のものを、依頼によって行わせていただいております。以上でございます。

(佐藤補佐)

私は、4月から健康づくり推進課で班長をしております、佐藤と申します。私から、若干補足をさせていただきます。お手元に資料4というがございます。こちらは、次の議題3で使う資料ではあるんですけども、ここで御紹介させていただくと、非常に議論が深まるかなと思ひまして、御紹介させていただきます。資料4「第7回委員会における主な意見」ということで。前回の皆様の御意見を、整理したものです。こちらの1ページの2番目が、現在の啓発事業に対する御意見をいただいております。ちょっと御紹介させていただきます。まず、「啓発では、入所者の話があるのとないのではかなり違う。やはり入所者の方の話とセットじゃないと駄目」だと。二つ目、「ハンセン病問題啓発パネル展も結構だが、絵画作品が850点あるので、県主催で年1回程度、作品展示をしていただきたい」。次、「『菊池野』も絵画の展示会と一緒に展示すれば関心も深まる」。その次、「大阪府は、コーディネーターがきちんと啓発をコーディネートしている。一度、大阪府の回復者支援センターに来ていただく機会を作ってほしい」。次ですね、「退所者の方や入所者の方と接点を持つ職種の方々に対して、ピンポイントの啓発を充実していくことも非常に重要。そのことが、退所者の方々が社会の中で生活し続けられる、入所者の方々が非常に社会化している条件づくりの一つになる」。次、同じ意見なんですが、「医者を含めた医療関係者をピンポイントで啓発する必要がある」。最後に、「今一番取り組んでいるのは、社会交流会館歴史資料館の増設整備計画。菊池医療刑務所の問題も、法務省、厚労省と打ち合わせて、

校門近くに記念碑を建立する。今年は、今の刑務所の独房の移設問題について解決を図りたい。これを大きく啓発に活用したい」。そういった御意見をいただいております。一応、御紹介しておきます。以上です。

(内田委員長)

ありがとうございました。一括して、御質問あるいは御意見があれば、お願いしたいのですが。

(志村委員)

私の方が、頭が悪いからだと思うんだけど。まず、お断りしときますけど、そもそも人権とは何ぞやということ。法務局長、今度福岡からも来ますし。新しく法務局長が変わるといったときに、わざと私、意地悪な質問を。「局長さん、端的に聞きますが人権とは何ですか」と。明快な回答はありませんけどですね。「原稿用紙何枚書いたら、答えが返ってくるだろうね。それなりに納得のいく説明が得られますか」と言うと、「それ、難しいですね」と。そこでですね、私たちの話を聞いた後で、子どもから返ってくる感想文の中に「今日の志村さんの話で、人権について何とか分かったような気がします」。人権というものは、抽象的な概念のまま、皆さんきているわけです。日本には人権規定も何もないわけですからね。しかし、教育委員会に言わせると、かつちりとした人権というものが、教育の場では確かにあります。人権とはそもそも何なのかと。抽象的な概念からは、一つも出ない。ということは、100人あれば100人の人権を語るということになっておると、人権というものは、そもそもないという話になるんですね。個人個人が勝手に解釈する。分かっちゃいるけど、分かっていないんですね。一番悪いのは、自民党の改憲草案の中に、「人権を制約しよう」という話が出てきます。人権規定というものが、条例でもいいから作ろうということになると、さて熊本県はどうなるんだろう。非常に困るところがあります。でも、国も作らない、そして、憲法改正と同時に、人権も国が与えるんですね。元々これは、フランスの人権に対する考えで、これは天が与えるんですね。あそこはカトリックの国ですから、神が与える。それを国が与えるということになると、その時々政府の意向によって、人権が狭められていく。そういう状況にあるということですね。

もうちょっと進歩した考え方が、もう出てきていいんじゃないかなと思うんですよ。率直に言って、私が石頭で、こういう発言で何か。皆様の中にある人権というものは、どういうものなのかと1回問いただしてみないと、大変に難しいんですね。だから、私は子どもたちに言っているのは、「男性も女性も、全て母親の胎内に命を宿してもらった。母親のお腹に命が宿りました。命が宿ったその時に、人権もまた宿るんです。従って、人権というものは、命そのものです。命と人権は同じものです。だから、みんな等しくお母さんのお腹の中に命を宿る。全ての男性も女性も。あらゆる人が人権というものを、お母さんのお腹に宿る。だからこそ、人権そのものは同じなんです。人の命と同じものなんです。だから、差別をしてはいけません。差別をしていい人間はいない。差別されていい人間もいない。人間、みな平等なんです」ということを説くんですよ。こういう説き方もあるんです

ね。県の方は、どういうふうに考えられますか。

(新谷課長)

あらためて人権を考えることは、普段なかなかない事ですが、やはり、志村会長がおっしゃいましたように、みんな平等に得た命、等しく差別されない権利を持って生まれてきており、一人一人生きていくうえで大切な権利です。いろんな権利がありますが、そういった権利を総合したものが人権だと思います。身近なところでは、通勤するときも、点字ブロックに車がはみ出したりとか、バイクが置いてあったり。一人一人気付くような力といいますか、そういうものが必要だろうと考えます。そのためには、人権教育が必要だと考えます。また、いろんな経験をすることが大事だとも考えています。なかなか答えにはなりません、非常に難しいテーマです。一つ一つ、いろんな方がいらっやっや、分かる・理解する力を持つということが大切だと思います。

(志村委員)

ハンセン病元患者という言い方と同じで、ハンセン病患者ということで、元患者ということで差別をしてならない。子どもたちは頭がいいですからね。「そんなのハンセン病患者と言わんなら、よかでしょ」という話です。そういうところで人権、本当には議論をされてこない。私は、大学生とか先生方にお話をするとき、私がさっき言ったようなことを、なぜ言ってるかという、熊本県、墮胎件数においては日本でワースト1です。新聞に報道されている。と同時に、今度はもう一つ私が引かかっていたのは、小中高の校長さんで、女性の校長は2桁いらっやるか、いらっやらないかという段階でしょうね。女性の立場からいくと、それはおかしいでしょう。あなた方女性は、どうしてそういうことを黙っているんですか。恋愛をして、結婚をし、そして妊娠し、出産し、育児を、その間は学校に行っていませんので、そのことを単に出席日数でいくと、絶対、男性の教員には勝たないですよ。であるならば、「男性の教師も全部同じように出産してごらんさい。何も女性の先生方は言いませんか」という話をしたらですね、教職のOBの方が、「まさか、志村さんの口からジェンダーの問題が出てくるとは思わなかった。私は、裁判だけしか話せんかと思っとった」という話ですね。もっとオープンな形で人権を考えて、そういうのを期待して今のような発言をした。

(内田委員長)

今日はハンセン病の問題に焦点に当てて議論するところだと思うんですけども、志村さんがおっしゃったように、もう少し舞台を広げて、人権問題ということ考えたときに、最近、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法が制定され、今度は性的マイノリティの差別解消に係る法案が、超党派の議員立法という形で国会に提出されている。いわば、縦軸という形で、個別法の制定が行われている。自治体にしても国にしても、個別の問題に対して取り組んでいく。そういう状況になっているんだと思うんですね。ただ、そういう問題を横軸で見た場合はどうか。横断的に、そういうものに通底するようなものって何なのかということも、やはり考えていく必要があるんだろうと思う

んですね。例えば、部落差別の問題、障害者差別の問題、ヘイトスピーチの問題、ハンセン病差別の問題に通底するような横軸のものって何だということを考えていくことが、多分、必要なのではないかな。そういう問題提起を今、志村さんがしていらっしゃるだろうと思うんですね。そうしないと、ハンセン病については理解できる。しかし、別の問題については非常に差別する。この問題については理解できるけど、別の問題については差別する。あるいは、Aという人権とBという人権との間で、対立とか差別とかいうのが起こってくる。そういうことについて、どうだという問題提起をしていらっしゃるんですね。横軸として、何を考えていくのかということ、国にしても自治体にしても、学校教育、あるいは公共の場、どこでも取り組んでいかななくてはいけない。こういう問題提起かなと思います。もっと深刻な問題は、人権を軽視する人たちが、かなり、若手の人たちの間に出てきている。人権の話をする、「恵まれた人たちにとってのものだ。僕は恵まれていないんだから、僕にとっては人権というのは、関係が無い」と思う人たちが出てきて。そういう人たちが、インターネットの世界でいろんなことを言っている。相模原の事件のあの人も、そういう傾向が多分にある。人権拒否をする人たちに対して、人権というのは、あなた方一人一人の味方、というとおかしいですけど、あなた方一人一人にとって大事なものですよということを、どういう形で教えていくのか。人権について理解してもらう必要があると思うんですね。そのときに、志村さんたちとか中さんたちのように、人権というものを自分の武器にして、闘って自分の人間性を回復された方たちが語る人権の話は、ものすごく説得力があって、ずっと落ちていくと思うんです。だけど、それ以外の人が語ったとき、「あの人は恵まれてるんだから言ってるんだよね」みたいな話が、どうしても出てくる。この点をどう整理していくのかということ、今、志村さんが問題提起でおっしゃったことですね。この2点の問題提起だろうという気がするのです。そこはやはり、われわれも、そして行政側も考えていかなければいけないし、検討していかなければいけないという気がします。なかなか答えが出ないんですけども、そういった問題が起こっているのかなという印象ですね。

(中委員)

いろんな学校とか団体から講演依頼が来ます。そのとき必ず、学校教育の中でも「同和教育の一環としてのハンセン病問題を語れ」ですもんね。依頼者側の依頼文を読んでも「同和教育の中でハンセン病問題を語れ」なんです。私は、「同和教育問題は勉強もしたことないし、知りもしないから語れないけど、ハンセン病を体験した者として、ありのままの経験したことを語ることはできますけど」って。僕はそういうふうにして、お話をずっとしてきてるわけです。それと志村さんの話、難しすぎて。哲学的な話があるもんだから、分かりにくいなと思ったりもするけども、私は今、社会内でハンセン病の後遺症を持ちながら、「ありのままに生きる」ということを、地でいっているところなんです。それを、同じ仲間の全国の対象者の中で、私はよく話をするんですけども、「自分の本音を語って、ハンセン病の後遺症を手足やら顔や体に抱えながら、生きていけるように自己啓発をしな

いのか」と。私、熊本でこうしてありのままで生きていて、県営住宅でいろんな人たちが生活してる中で暮らしていて、丸 16 年になるけども、「お前はハンセン病だっただろ。恵楓園から出てきただろ」といった露骨な差別をされたことはない。むしろ、新聞やテレビで、ここ出ていくときも報道されながら出たものだから、かえって「社会生活はどうか」「団地の暮らしはどうですか」そういった励ましの言葉はいただくけども、差別的な言い方をされたり、したりされたことはないよと僕は話をするんです。すると、私たちのハンセン病訴訟、闘ってくれた弁護士たちが「中さんは特別よ」って言うんですよね。「他の人は、あなたみたいに強く生きていかれない」と言われると、私はどう答えていいか。私も今生きている。生き方が悪いのかって思ったりして、ちょっと不機嫌になるときもあるんですよね。そこら辺が人権問題に関わるんですけども、ありのままで生きていったら、今度は、人権をお仕事にしてる専門職の方に「あなたは特別よ」と言われる。なかなか難しいなと思ってるんですよね。

(内田委員長)

ありがとうございました。次の第 3 議題に入らせていただきます。第 2 議題について、県の啓発事業につきましては、承ったということにさせていただいてよろしゅうございますか。そしたら、第 3 議題に入らせていただければと思います。

(3) その他

(佐藤補佐)

それでは、私から、第 3 議題「その他 今後の啓発のあり方・方向性」について、御説明したいと思います。本日は、最初の第 1 番目の議題で、中間報告書を皆様に了承いただいたところなんですけれども、まず第 1 回委員会から、おおむね 5 年ごと、来年度末には、この委員会の報告をまとめていく必要がございます。まず、資料 3 を御覧ください。来年度末までに、本委員会は今の開催ペースでいきますと、今回を含めて 4 回開催されることとなります。そのおおまかなスケジュールを、こうやって示しております。資料 3 の上の方に矢印で囲んである部分がございます。こちらは、昨年度の県の取組みということで、今、議題 2 にもありましたけれども、他は平成 32 年度以降も、引き続いて既存事業の PDCA を実施してまいるところになります。内容については、下の部分が、報告の取りまとめに向けたステージになります。おおまかには、四角い枠で書いてある、結んでいる部分になるんですけれども、大きな流れを示しておりますけれども。一番左側、第 8 回目、今日ですね。ここの欄を御覧ください。今日は、課題の洗い出しということでやりたいと思っております。皆さんの御意見をいただいて、事務局で次回以降に向けた課題整理を行っていくと思っております。第 9 回、今年度の終わりごろになるかもしれませんけれども、そこにはさらに議論を深めていって、来年度、第 10 回。報告の素案、たたき台ですね。こちらを皆様にお示しできればと考えています。そこには、たたき台をたたいた上で第 11 回があって、報告の取りまとめができていけばと考えているところでございます。

今日は、議論のきっかけになればと思ひまして、先ほど見ていただいた資料4を整理してまいりました。前回の意見、かなり今後のあり方・方向性について、御意見が出てたものですから、取りまとめさせていただきました。資料4の方を御覧ください。全てを読むと時間が足りませんので、今日、私の方でかいつまんで、少し御紹介させていただきたいと思ひます。

まず、資料4の1番目、現状(実態)ですね。三つ意見が出ました。「今は3人で啓発の講演に対応しているため、実は、半分以上、毎日2～3件は講演依頼を断っている。もったいない話だがこれが実態です」。2番目、「県の『菊池恵楓園で学ぶ旅』では、その目的に『入所者との交流の機会を通じて』とあるけれども、こういう企画を作っても、今後、入所者の人と交流することが不可能となるのが1～2年先に見えており、事業継続が危うい時期に来ています」。3番目、「ボランティアガイドは、登録者は多くいるけれども、実際に活動できる人は非常に少ない。入所者の方との交流も難しくなる中、ボランティアガイドがそれをフォローできるかという、それもなかなかできないという状況である」といった御意見が出ました。

2ページを御覧ください。「今後の啓発の方向性」という面で、御意見をまとめさせていただきました。まず一つ目「差別には2つの側面がある。①個人的な問題・被害という面と、②その差別が連鎖して、他の課題に影響が広がるという面(差別が差別を生む現象)があり、これをきちんと啓発していくことが必要である」。二つ飛ばしまして四つ目です。「語り部の問題は、かつて原爆でも同じ問題があった。広島と長崎は、当事者がいなくなっても語り部を養成し続けるシステムを作っており、それを学ぶ必要がある」また二つ飛んで、下から三つ目です。「当事者から話を聞けない時代に入ったときに、この恵楓園から何を学んだらいいのかを考えないといけない。例えば、ここで人権を侵害された歴史を学ぶだけでなく、それに対して自治会という形でずっと戦ってきた歴史を学ぶ」。次、「2016年6月28日現在で1,203人が入所されていない方。全国の療養所では1,473の方が暮らしている。いずれこの人数は逆転する。要するに、もうハンセン病問題は入所者の問題ではない。そして、入所されていない方たちは放っとくと、また療養所に入ってこざるを得ない。退所者の方たちが、社会の中で療養所に入らずに治療を受けられる環境をどうやって作るのか」といった御意見。最後に、「本当に退所者の方が多くなる現状が、もう目の前に来ている。だから、ハンセン病問題というのは、基本的には療養所の問題という視点から、だんだんそうでない視点へ、県庁の課題もそういうところまで広げないと、この問題の射程は収まりがつかないんですよ」といった御意見をいただきました。

最後に3ページ目、「今後の委員会のあり方」ですね。意見がありましたのでまとめさせていただきました。二つ目、「推進委員会では、全体的にそれぞれの企画について、こういう問題があるとか、どうしたらいいのかと広く提言する活動を行う必要がある。それがこの会議の大きな役割だと思います」。それと三つ目ですね、「今は、自分はハンセン病ではないという視点でしか研修できてない。逆に、自分がそういう立場になったら一体、何が

できるだろうか。そういう研修プログラムにすれば、成果もすごく違うのでは。この委員会で工夫を出し合えば、研修プログラム自体がよいものになるだろう」と。一つ飛ばして、下から二つ目ですね。「県民・各界に、現状では自治会の運動が難しくなっている状況を正しく理解してもらい、自治会運動に支援いただくこともこの委員会の仕事の一つである」と。最後に、「菊池恵楓園は、ハンセン病問題だけを学ぶ場所ではなく、ハンセン病問題から何かを学ぶ場所としての人権問題の場所でもあるはず。過去だけから学ぶのではなく、現在から学び、将来にも学ぶという学び方の基本的なことについて、この組織できちんと議論して、いい成果物を生めるとよいな」といった御意見をいただいています。以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。今の報告を承りまして、御意見をちょうだいできればありがたいと思うんですが。

(中委員)

はい。一つ忘れないうちに報告をします。昨年12月に熊本市北区の老人施設に、菊池恵楓園から退所した老夫婦が、2人での暮らしがいよいよ立ち行かなくなって、施設での暮らしを余儀なくされた。熊本市の社会福祉士の4名の方が、現在は私たちの療養所を退所した人たちの支援というか、お仕事として私たちの社会生活のお手伝いをしております。この方々の手当というか、そういったのは、厚生労働省が委託している「ふれあい福祉センター」ですね。そこから、退所者の生活を支援した、そういった手当として請求すれば、ふれあい福祉から出るようになっていきます。ですから、当事者からは一切、金銭的な負担はありません。そういったこともありまして、御夫婦とも恵楓園に長くおられたわけですが、人生の終わりをどうしても社会内で迎えたいという意志の強い方々でしたので、社会福祉士に御相談をしたら、ハンセン病の御主人は後遺症も手足にありますけれど、そういったことも含めて、施設にちゃんと説明をして、スムーズに入居することができました。これも昨年、熊本県でそういった専門職の方々にも研修されたりして、効果の表れだと思っておりますので、お礼を申し上げます。

それと今度、私は、やけどをしまして、小さいやけどなら町の皮膚科の医院に行って、治療をしてもらっていたんですけど、今度ばかりは恵楓園に来てお世話にならなきゃどうにもならんということで、4月の末からお世話になっていきますけども。お陰様で、治療をしてもらって、熊大附属病院でも、行って植皮をもらって、2週間入院したこと、今月の15日から、また社会内生活ができるので。少し時間がかかりますので、今現在、お世話になってますけれども。恵楓園に久しぶりに来て、びっくりしたことには、野上先生をはじめ、皮膚科の先生が、合わせて3名もおられて、4月から5月にかけてのゴールデンウィークにもかかわらず、土日祝日も毎日来ていただいて、処置をしていただいて。本当にありがたく思っていますし、園内放送を聞いていたら、野上先生が、ホストケアの研修をされるという放送もありました。あれは先生、看護師の方々に対する研修ですか。

(野上副園長)

いえ、全職員を対象に。

(中委員)

全職員、ああそうですか。ですから、とってでもいいことだなと。はっきり言って、退所者の中には、足の底に傷があって非常に治りにくい。社会内の医療機関で治療をしたり、あるいはフットケアをしてもらうのが、よっぽど用件がないと病院に行けないという現実があります。これは、全国の退所者から、私は毎年、話を聞いて分かっているんですよ。ありがたいことに、熊本では恵楓園で、こうしたフットケアもやってもらえる状態ですので、安心はしております。こういったことで御報告をしておきます。

(小野委員)

ふれあい福祉センターの支援で施設に入居された御夫婦は喜んでおられますか。

(中委員)

はい。私たちが社会内で、一番心配してきているのは、看護、介護が必要になった場合、どう生きていくかということなんです。結局は行くところ、恵楓園に帰ってくるか、社会内の施設に入るか。社会内の施設に入るためには、ハンセン病に対する理解がないと入れない。偏見差別の大きな問題、それを乗り越えないと入所できないということがあります。今回のことで、私たちがやっていたことに、現実には、一例できたことでは安心してます。明るい見通しがついたと私は思っています。

(志村委員)

ここにいろいろ書いてあるんですが、大体子どもさんたちには、事前学習をやって、その中から、「ここら辺が分からん」と子どもたちが出した質問が、学校によって 15 ないし 20 という項目にわたって質問がくるんです。「自分たちはこれからどうすればいいか」というのはよくあったんですが、例えば「現在は、らい予防法もなくなって、病気そのものも治って、後遺症はあっても治って。なのにどうして、この療養所にあなた方はいらっしゃるんですか」と。社会の差別はそんなにあるものではないし。私自身も 30 年近く、社会復帰してまして、養鶏場をやってました。人も雇ってやる。しかし義足になって、夏は汗かいてやってると義足の足にマメができて、そこから緑膿菌が入る。外の病院で、「先生、これはどうも緑膿菌がついたみたい」と言ったら、「いつも長く働いて、人一倍働いてる人に緑膿菌なんかつくわけじゃないですよ」と。一般的にはそうなんです、寝たきりとかにつくんですけど。そこが医学的にも説明がつかないというか、なかなか治りが悪いんですね。仕事はちょっと無理かなというのがあって、そのまま居ついてしまったんですが。

子どもたちは客観的に「予防法がなくなった。臨床学的には治ってる。それなら、外に出てもいいんじゃないんですか」という素朴な質問。少なくとも 30 分ぐらい話ができれば答えられると思うんですが。的確には短い時間では答えられないという問題があります。小学校 6 年生、中学 1 年生が大体ですね。非常にデリケートな問題もありまして、さっきの話じゃないけど、老人ホームにわざわざ外に行かなくても、ここ老人ホームみたいなもの

だから、全てその人の判断でいいんじゃないかと。けども、私たちから見ても、もっと年が若くて、外で生活したらもっと楽しいことも見つけれられるんじゃないかというような方もたくさんいらっしゃるんですね。そういう人たちに、「社会復帰したらどうですか」とは言えない。家庭の事情があったり、親戚にも受け入れない。今、家族訴訟をやっている方では、外で結婚して、そして発病したんですね、旦那の方が。離婚をしたんだけど、相手方の奥さんだった人が、親戚縁者、家族親戚にいたるまで、八分(はちぶ)みたいになっちゃってね。病気でもない。しかし、結婚した相手がたまたま発病した。療養所に入らなければ、治療もできなかった。そういう事態から話をせないかんと。子どもさんたちに、どこまで分かるかなと悩みながら話しています。こういう状況にあります。

私たち、療養所の映像化を現在、考えております。私たちが死に絶えた後、ここは単なる厚生省が言ってる「納骨堂を残します」「資料館を残します」。ただそれだけでいいんだろうか。現在、監禁室がある、療養所の中に火葬場の跡もある、コンクリート塀もある。そういったことも含めて、社会の人たちが差別をするとどうなるかを。国としては、金もかかる。中に入ってる人は生涯、法律はなくなっても、そこから出れない。一つちょっと話をしときますと、大島青松(せいしょう)園は、国の政策ではないんですよ。一般の見地を取っていない。そういう島であっても、「最後の一人になっても、居たい」と言ってる。まだ元気だから言えると思います。最後の一人、二人となったときに、医療配置はどうなるかという問題を考えると、なかなかそこにはおれないだろうと。島から出れないような状況をつくったのは、一体誰なのか。中にいる人が悪いのか、そういうことをやった方が悪いのか、双方向から考えていく必要があると。映像残して、差別をしてはいけませんよ、人権ではこういうものですよと肌で感じてもらいたい。そのためにも、映像化という問題を考えていただきたいと思っています。

(内田委員長)

すぐ結論が出る問題ではないと思うんですけど、志村さんの指摘された問題ですね。非常に残酷な表現で恐縮ですけども、入所者の方たちがいらっしゃらなくなった後、療養所を永続化させて、人権啓発のセンターみたいな形でしていくという問題なんですけども。もうそろそろ、国との間でそういう話し合いが始まるんだろうと思いますね。13の療養所でも検討が始まるんだと思います。既に、かなり前にいってる所もありますけど。そういう問題についても、この場所(委員会)で少しいろいろ意見交換させていただくということにしていくのか。あるいは、その点は置いて、啓発の問題を考えていくのかによって、ここでの議論の仕方がだいぶ変わってくると思いますね。われわれだけで決めるということではなくて、県でも御検討いただいて、委員会でも少し議論していただいても構いませんということであるのかどうかですね。次回あたり少し、意見交換させていただければと思います。委員の先生方の御意見もありますし。今すぐどうこうってできないと思うんですけど、少し時間を置いて、意見交換が可能かどうか、御検討いただければと思っています。

(志村委員)

今の国は「最後の一人まで責任を持って、看ます」と言っているんですね。最後の一人がいなくなったら、厚労省ではなくて財務局の国有財産として存在するわけです。売り払おうと何しようと、勝手に。しかし、厚労省が、「納骨堂と資料館を残します」と、この二つだけ約束したんですね。あと何ができるか分かんないですね、後の事業だから。一人もいなくなったときに、どういうふうにすれば残っていくだろうかという問題と、県に対しても、どういう方向性を出したら残っていくだろうかというお知恵を拝借したいと思うし。私たちが考えることを実現させるためにも、地方自治体も責任を持って。今の国がやる、納骨堂と社会交流会館を残すと言ってる。「納骨堂を残します」と言ったって、誰が管理維持するのか。国は、宗教的なことはできないということになっているし、供養はできないわけですよね。納骨堂を残しても供養ができないという、そんなアホなことはないだろうと思ってるんですよ。今の行政では、そこは国と一緒に、お坊さんをお経をあげるなんてことはできないですね。

(中委員)

納骨堂の話が出たんですけども、ハンセン病訴訟が2001年に解決してから、遺族も和解に取り組んだわけですよね。そのとき、私は遺族の原告でもあったですから、国とセッションしたことがあるんですけども、そのときに国の考え、ちょっと分かったんです。「和解はしましょう。ただし、全国の療養所にある納骨堂の遺骨を引き取っていく人たちから順番に和解していきましょう」と。そのことを、何度もおっしゃったんですね。「和解はしましょう。納骨堂のお骨を引き取りに来た御家族の方から、順番に和解していきましょう」。それで、私たちは「加害者が被害者に対して、条件をつけるとは何事ですか」と闘ったんですけども。本当は、国が納骨堂も残したくはないんですよ。裁判して。管理をちゃんと、志村さんたちが元気なうちに、話をつけとかんとどうなるか分からんなと思ったりもします。

(志村委員)

私個人は、その当時、養鶏しとった所、今、メモリアルの公園になってるんです。そこにお墓を作った、私の家内と父親が。今母親は104歳ですからね。もう少し弱ってきたなということで、まもなくそこに入ると。私は養女ですけど、娘がいます。「お前は年に1回か2回でいいから、お参りをせろ」。孫が2人いるんですよ。「孫にまでに墓参りをせろ」とは言わん。「天国に行ったら誰も居なかった」という川柳があったんですが、私たちはそこでいいんだけど、納骨堂に入ってる方たちは、故郷のお墓に入りたかった。そういう人たちが帰れない。そういう人たちの供養までできないとなると、本当に浮かばれないと思うし、その辺をどうやってするかということ、本気で今のうちに考えておかないと。自治会の継続が危くなるし、全寮協の組織そのものも、もう数年というタイムしか残ってない状況になります。今度は県が企画して、やってもらおうと大変ありがたいと思います。

(内田委員長)

少し、園からの意見も伺いたいと思います。

(箕田委員)

園の方からの意見ということを出したいんですけども。今の県の取組みを同じような形で続けていくに関しても、自治会の語り部の問題があると思いますし。まずはその辺をきちんと、園としても支援していく体制を早急につくらないと。なかなか、県が描いておられる県の取組み自体が予定通りできるかどうかという問題もありますので。それは、園の問題としてやる部分があると思いますけれども、自治会とも協力していきながら、語り部ビデオの作成とかですね。現在、県がされておられるような啓発のやり方は、もうしばらくは必要かなと思っています。その中で、啓発の方向性というのは、結局、入所者の方がおられなくなったとき、そういう状況が近づいてきたときに、啓発が今のようなやり方だけでいいのかみたいな話になってきますし。先ほど委員長が言われたように、横の関連ですね。今、差別偏見というキーワードがあって、その前にハンセン病の、あるいは同和の、あるいは性差別とか、いろんな頭書きがつくけど、結局は差別偏見の解消というところですよ。もっと言うなら、人権をいかに大事にしていくかということともつながっていく。最後は人権。そこが本質的な人権の尊重という、人権を大事にする。いつも、職員での研修のときには分かりやすく「人間が人権である」と僕は教えております、職員には言っています。「人間が人権そのものだ」と言った方が、非常に分かりやすいので、いろいろ考えると難しいので、「人間＝(イコール)人権」みたいな形で言ってるんです。まずは現状を、入所者の方だけの啓発というのは専売特許じゃないと。やはり、園の責任は国の責任、が園の責任になってますから。それを引き継いでいくということで、体制づくりを早急にしていきたいと思っています。

あとはプログラムとか、小学生、中学生、いろんな職種の方とか、高校大学とか。今日も、大学の教官の講師とか、九大の方でしたけど、仕事に来られて議論しました。やはり、それぞれのニーズがありまして、それに合わせていろんなプログラムを準備する必要があるなと思ってまして。そういうプログラムを作っていく上でのいろんな御意見も、この委員会から直に出していただけたらいいなと、支援していただけたらいいなと思っております。さしあたっては、園の方で、自治会と何とかしながら啓発がしばらく続けられるようにしますので、それをどういう形で治めていくのかと伺いますか、そういうのをこの委員会で考えていただくといいかなと思います。以上です。

(小野委員)

なかなか難しいですね。この委員会、どこまでやって、また次の委員会ができるのかということが、僕肝心だと思いますね。今のこのパターンでいくと、さっきからの議論の継続がなかなか難しいような気がします。先生がおっしゃったように、県の立場で、どこで区切りをつけていくか。また新しい次のステップにいく委員会ができるのかどうか、そんなことが必要じゃないかと。ここでまとめる平成32年以降を明確にしておかないと、だらだらとなってしまう気がしてなりません。

(志村委員)

今、ボランティアガイドに認定した人が 300 人いるんですね。その中で、学校の先生方もボランティアガイドの講習をやって、認定された先生もいらっしゃる。そういう場合は、子どもさんに対して、先生が説明をして園内を見学して回る。そういうこともありますし、ボランティアガイド講習会というもの、大体、学校の先生の定年になった方が多いわけです。資料館が増改築をやって、2階をエレベーターで上がるように計画がされている。そのエレベーターホールのそばに、ガイドの詰所を作ることを始めようとしています。従って、先生たち退職された後、暇なときは、ボランティアガイドに参加していただいて、話をさせていただければと思います。

それと、福岡県の方からも、ボランティアガイドで、バスに乗って、黒石の駅で降りて、恵楓園まで来てもらってる人もいらっしゃる。その人、元々は養護の先生。福岡県で養護教師だった人。いろんな人がありまして、最高齢は北九州の 90 近くの人がおったんですが、その方は多分、亡くなられたんじゃないかなと思ってます。そういう熱心な人もいてくださるんで、そういう絆が切れないように。ボランティアガイドの部屋まで、エレベーターホールのそばにできるものですから、いろんなことが新しく考え出されていると思います。県も、そういったことに対して、協力をお願いしたい。私も 85 歳ですよ。副会長も 74 歳です。60 代の方は、30 名ほどおられるんで、そういう人たちに、何とか活動に参加してもらいたいと声をかけるんですが、なかなかいい返事ももらえない。そういう状況になってます。60 歳の方が、一番年齢が若くて女性です。あと 30 年ぐらいは、最後の一人という方が生きてくれると信じております。30 年ぐらいは続きますんで、まだまだ県も続けてほしいと要望します。

(中委員)

国はやっと 2016 年、一昨年から厚労省を通じて、ふれあい福祉協会に委託をして。退所者をですね、ハンセン病問題の県のこのタイトルと一緒にですよ。啓発推進委員として、九州では私 1 人、沖縄県に 2 人、関西に 1 人、関東に 1 人にして、全国に 5、6 人、語り部を指名して。療養所のない県は、熊本県のようにハンセン病問題の啓発なんてやってませんから。全くやってないですよ。「そういった所にも行って、話をしてくれ」って言うんです。交通費も宿泊費も日当も出すから、行けるようになったんです。やっとそれができたと思ったら、今度は療養所のない県からのオファーが全くないです。福岡県から、年 2 つか 3 つありますけども、県そのものからは 1 件ぐらいで。あとは、私が今まで話してきた、いわゆる口コミです。それで学校に呼んでもらえる程度です。私は、ふれあい福祉協会に「あなた方はそういうことをせっかく考えついたのに、『語り部が九州には私がおる』と、各県に周知徹底させてますか」と意見を言ったら、やっと各県に手紙を出したという返事をもらいましたけども。なかなか、取組もうとしないんですね、そこだけちょっと。まだまだハンセン病問題の啓発は、国はやる気になってますが、都道府県が腰をあげない限り進まないなど。その点は、熊本県に感謝してます。

(内田委員長)

ありがとうございました。あと5分ぐらいですけど、県の方から、何か御発言があれば承って、今日は以上にさせていただけたらと思います。特にございますか。

(新谷課長)

今回は中間報告ということで取りまとめたものは、これまでの委員会のまとめということで、その都度その都度、事業を御説明させていただいて、新しい事業を始めたり、見直しも行っているところですが、次の報告書では、もう少し踏み込んだものが必要とおっております。いろんな御意見いただいて、県だけの問題ではなくて、いろんな役割がそれぞれにあると思いますので、提言というものが、この報告書の中で、一つ一つ実現につながっていけばいいのかなとおっております。

(内田委員長)

では、以上にさせていただきます、何か事務局からございますか。

【4 閉会】

(新谷課長)

今日は、内田委員の議事進行、大変ありがとうございました。本日、御承認いただいた中間報告書につきましては、関係機関に送付させていただきます。また、今年度実施予定のハンセン病問題啓発事業につきましては、本日いただいた御意見を参考にして、より効果的な実施に努め、次回の委員会で事業の実施状況等について御報告させていただきたいと思っております。

お集まりいただく期間が空くものですから、場合によっては、お話を伺わせていただいたり、書面でのやり取りとかをさせていただいたりとかを、お願いできればと思っております。本日はどうもありがとうございました。